6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kaoru Yoshimura Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of manufacture and setting of the spillway gates of Hokuzan dam of Kasegawa Joryu agricultural land disaster prevention project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 30 P.M., 7 June, 2012

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 A.M., 12 July, 2012, in case of submission by document : 12 : 00 A.M., 12 July, 2012, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 11 July, 2012

⑹　Contact point for tender documentation : Takao Sakaguchi The Second Technological Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, 2―10―1 Kasuga Nishi-ku Kumamoto city, Kumamoto prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4727.

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月8日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　徳山日出男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

**○第１号**

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道７号雄物大橋上部工工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　秋田県秋田市新屋町字清水出脇～同市新屋町字三ツ小屋地内

⑷　工事内容　６径間連続ＰＣ箱桁橋　橋長Ｌ＝394m、Ｗ＝10.75m　ＰＣ上部工１式、橋梁付属物工１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年１月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,300㎥、鉄筋　約680ｔ、ＰＣ鋼材　約210ｔ

⑺　工事実施形態

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）

②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下技術提案）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

③　本工事は、コンクリート橋上部の長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、コンクリート橋上部の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、コンクリート橋上部の耐久性の向上を図るものである。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年５月８日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道７号雄物大橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者、経常建設共同企業体（甲型）であること。また、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たすＰＣ橋上部工工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、何れか１社が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が連続箱桁またはラーメン形式のＰＣ橋の新設工事であること。

(c)　最大支間長55m以上であること。

(d)　架設工法が、片持ち架設工法であること。

(e)　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

(a)から(e)は同一の橋梁で施工した実績であること。競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、(e)の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。